

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	予防接種実施事務 重点項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、予防接種事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

大和市長

## 公表日

令和5年8月3日

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

# I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種事務
②事務の内容	<p>予防接種法の規定に則り、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。            特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①予防接種法による予防接種の実施対象者把握</p>
③対象人数	<p>[ 10万人以上30万人未満 ]</p> <p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 1,000人未満                      2) 1,000人以上1万人未満            3) 1万人以上10万人未満            4) 10万人以上30万人未満</p>
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	健康管理システム(予防接種)
②システムの機能	<p>1. 未成年者、成年者の予防接種情報の管理            2. 情報提供ネットワークによる照会            3. 情報提供ネットワークへの提供情報作成</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム            [ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム            [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム        [ ] 既存住民基本台帳システム            [ <input checked="" type="radio"/> ] 宛名システム等                                [ ] 税務システム            [ ] その他 ( )</p>
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	宛名システム
②システムの機能	<p>1. 宛名情報の登録、照会、更新            2. 住登外宛名の登録、照会、更新</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム            [ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム            [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム        [ <input type="radio"/> ] 既存住民基本台帳システム            [ <input checked="" type="radio"/> ] 宛名システム等                                [ <input type="radio"/> ] 税務システム            [ ] その他 ( )</p>
システム3	
①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	<p>①団体内統合宛名番号付番機能              ○団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に番号を付番する。            ②宛名情報等管理機能              ○団体内統合宛名システムにおいて、宛名情報等を団体内統合宛名番号、個人番号と紐付けて保            存し、管理する。            ③中間サーバー連携機能              ○中間サーバーまたは中間サーバー端末からの要求に基づき、団体内統合宛名番号に紐付く宛            名情報等を通知する。            ④既存システム連携機能              ○既存業務システムからの要求に基づき、個人番号または団体内統合宛名番号に紐付く宛名情            報等を通知する。            ⑤権限管理機能              ○団体内統合宛名システム端末を利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機            能や個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム            [ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム            [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム        [ <input type="radio"/> ] 既存住民基本台帳システム            [ <input checked="" type="radio"/> ] 宛名システム等                                [ <input type="radio"/> ] 税務システム            [ <input type="radio"/> ] その他 ( 中間サーバー )</p>

システム4									
①システムの名称	中間サーバー								
②システムの機能	<p>①符号管理機能 ○情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する</p> <p>②情報照会機能 ○情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携情報)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。</p> <p>③情報提供機能 ○情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報の提供を行う。</p> <p>④既存システム接続機能 ○中間サーバーと団体内統合宛名システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>⑤情報提供等記録管理機能 ○特定個人情報の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。</p> <p>⑥情報提供データベース管理機能 ○特定個人情報を副本として、保持・管理する。</p> <p>⑦データ送受信機能 ○中間サーバーと情報提供ネットワークシステムとの間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>セキュリティ管理機能</p> <p>⑧職員認証・権限管理機能 ○中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う。</p> <p>⑨システム管理機能 ○バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> その他 (</td> <td>)</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 (	)
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 (	)								
システム5									
システム6～10									
システム11～15									
システム16～20									
3. 特定個人情報ファイル名									
予防接種ファイル									
4. 個人番号の利用 ※									
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法 第9条第1項 別表第一 第10項</li> <li>・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条</li> </ul>								
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※									
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない <input type="checkbox"/> 未定 <div style="text-align: right; margin-top: 5px;">           &lt;選択肢&gt;            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定         </div>								
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号 別表第二 16の2項、17項、18項、19項</li> <li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2</li> <li>・番号条例第4条第1号 別表第二 3項</li> </ul>								
6. 評価実施機関における担当部署									
①部署	健康福祉部 医療健診課								
②所属長の役職名	医療健診課長								
7. 他の評価実施機関									

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	予防接種法に規定される定期予防接種対象者
その必要性	対象者を把握するために必要となる
④記録される項目	[ 10項目以上50項目未満 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 予防接種実施状況 )</li> </ul>
その妥当性	予防接種法に規定される定期予防接種の接種状況を正確に把握する必要があるため
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	医療健診課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 他自治体 ) <input checked="" type="checkbox"/> 民間事業者 ( 医療機関、打鍵業者 ) <input type="checkbox"/> その他 ( )	
②入手方法	<input checked="" type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( )	
③使用目的 ※	予防接種法に規定される定期予防接種の接種状況確認のため	
④使用の主体	使用部署	医療健診課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <input type="checkbox"/> 50人以上100人未満 <input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 <input type="checkbox"/> 500人以上1,000人未満 <input type="checkbox"/> 1,000人以上
⑤使用方法		I 接種状況の把握 II 予防接種協力医療機関等への支払い事務
	情報の突合	I 接種状況の把握については内部管理番号(宛名番号)を用いて突合を行う。 II 予防接種協力医療機関等への支払い事務については内部管理番号(宛名番号)を用いて突合を行う。
⑥使用開始日	令和3年7月1日	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託する <input type="checkbox"/> 委託しない <input type="checkbox"/> ( ) 件	
委託事項1	運用保守業務	
①委託内容	健康管理システムの運用保守	
②委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <input type="checkbox"/> 50人以上100人未満 <input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 <input type="checkbox"/> 500人以上1,000人未満 <input type="checkbox"/> 1,000人以上	
③委託先名	株式会社 RKKCS	
再委託	④再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託する <input type="checkbox"/> 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	再委託業務内容について協議をした上で、委託先より提出される「再委託承諾届」を以って許諾している
	⑥再委託事項	健康管理システムの運用保守
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ <input type="checkbox"/> ] 提供を行っている (            1 ) 件    [    ] 移転を行っている (            ) 件 [    ] 行っていない
提供先1	市町村長
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 別表第二 16の2項、17項、18項、19項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2 ・番号条例第4条第1号 別表第二 3項
②提供先における用途	予防接種法に規定される定期予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	予防接種履歴
④提供する情報の対象となる本人の数	[    10万人以上100万人未満    ] <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	予防接種法に基づく定期予防接種の対象者
⑥提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム            [    ] 専用線 [    ] 電子メール    [    ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [    ] フラッシュメモリ                                    [    ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 団体内統合宛名システム、中間サーバー    )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
移転先2～5	
移転先2	
移転先3	
移転先4	
移転先5	
移転先6～10	
移転先6	
移転先7	
移転先11～15	
移転先16～20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物内のうち、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管。サーバへのアクセスは複数の認証が必要。
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

1. 宛名基本

- |         |          |         |            |
|---------|----------|---------|------------|
| ・宛名番号   | ・小学校区コード | ・自治コード  | ・電話区分      |
| ・履歴連番   | ・中学校区コード | ・氏名かな   | ・FAX       |
| ・適用日    | ・投票区コード  | ・氏名漢字   | ・メールアドレス   |
| ・登録業務   | ・算定団体コード | ・本名かな   | ・郵便返却区分    |
| ・住民票コード | ・生年月日    | ・本名漢字   | ・登録事由      |
| ・世帯番号   | ・和暦生年月日  | ・郵便番号   | ・重複統一用個人番号 |
| ・現存区分   | ・表示用生年月日 | ・郵便番号BC | ・番号制度個人番号  |
| ・人格区分   | ・性別      | ・町名     | ・番号制度法人番号  |
| ・国籍コード  | ・市町村コード  | ・番地     | ・支所コード     |
| ・大字コード  | ・方書      | ・地区コード  | ・本番        |
| ・代表者肩書  | ・行政区コード  | ・枝番1    | ・代表者氏名     |
| ・班コード   | ・枝番2     | ・電話番号   |            |

2. 統合宛名

- |           |           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| ・統合宛名番号   | ・履歴連番     | ・システムコード  | ・個別宛名番号   |
| ・個人番号     | ・住民種別     | ・住民状態     | ・漢字氏名     |
| ・内字氏名     | ・フリガナ     | ・性別       | ・生年月日     |
| ・住所_住所コード | ・住所_漢字住所  | ・住所_内字住所  | ・住所_漢字方書  |
| ・住所_内字方書  | ・住所_郵便番号  | ・通称名_漢字氏名 | ・通称名_内字氏名 |
| ・通称名_フリガナ | ・併記名_漢字氏名 | ・併記名_内字氏名 | ・併記名_フリガナ |
| ・英字氏名     | ・符号取得状況   | ・削除フラグ    |           |

3. 定期予防接種に関する記録項目

- |        |         |          |        |
|--------|---------|----------|--------|
| ・接種日   | ・接種場所   | ・接種時年齢   | ・請求年月  |
| ・診察区分  | ・LOT-No | ・ワクチン品種  | ・転入前接種 |
| ・予診医師名 | ・接種医師名  | ・公費・自費区分 | ・委託料   |
| ・接種量   | ・備考     |          |        |



### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	医療健診課は原則、他課で作成された宛名（他課で入力された個人番号）を利用する立場にある。システムはパスワード及び生体情報認証により操作制限されており、業務上の利用者は業務外の情報に触れることはできない。同様に、業務外の者も情報に触れることはできない。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	システムで権限管理を行っており、番号制度の事務実施者以外は個人番号を参照できないように制御をおこなっている。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[ 行っている ]      <選択肢> 1) 行っている      2) 行っていない
具体的な管理方法	システム利用を必要とする職員に最小限の操作権限を割り当て、IDとパスワードによる認証を行っている。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
規定の内容	目的外利用の禁止、第三者への提供の禁止、安全管理体制の徹底、事務報告義務	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている    2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない            4) 再委託していない
具体的な方法	委託先から適宜報告を受け、改善の必要がある場合には改善の指示を行う	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている            2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	・提供は、番号法及び関係法令で定められている場合のみ行う	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている            2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ] 接続しない(入手)	[ ] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①情報照会機能により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リストとの照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>			

**7. 特定個人情報の保管・消去**

リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

--

<b>8. 監査</b>	
実施の有無	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 自己点検      [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査      [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>	
従業者に対する教育・啓発	[ <input type="checkbox"/> 十分に行っている ]      <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	個人情報に関する情報や保管について定期的に周知(回覧)
<b>10. その他のリスク対策</b>	

## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	大和市総務部総務課 〒242-8601 神奈川県下鶴間1-1-1 046-260-5334
②請求方法	開示・訂正・利用停止それぞれの指定の様式により、請求する
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	大和市健康福祉部医療健診課 〒242-8601 神奈川県大和市鶴間1-31-7 046-260-5662
②対応方法	・必要に応じて、問い合わせ内容及びそれに対する対応を記録に残す。 ・紛失、漏えい、盗難、ご送付等の事故が発生した場合は、「大和市保有個人情報等に係る事故等の対応に関する要領」に基づき対応する

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和5年4月20日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

